

議 第 9 3 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）11月29日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条の5第2項中「100分の127.5」を「100分の117.5」に、「100分の107.5」を「100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の117.5」に、「100分の70」を「100分の65」に改める。

第2条 新潟県柏崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の5第2項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。



新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日条例第13号）第1条による改正

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p><b>第17条の5</b> (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額（一般職員給料表及び消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員（第17条の8において「特定職員」という。）にあつては、<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第17条の5</b> (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（一般職員給料表及び消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員（第17条の8において「特定職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日条例第13号）第2条による改正

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p><b>第17条の5</b> (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額（一般職員給料表及び消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員（第17条の8において「特定職員」という。）にあつては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第17条の5</b> (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額（一般職員給料表及び消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員（第17条の8において「特定職員」という。）にあつては、<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」</p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 (略)</p>	<p>とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。 4～6 (略)</p>